

債権者集会（平成26年12月24日）のご報告

都筑区山口医院被害弁護団

山口了三氏（山口医院院長）及び漢山株式会社の破産手続きについて、平成26年12月24日、日比谷公会堂で債権者集会が開催されましたので、以下の通り概略をご報告いたします。

1 山口氏からの挨拶

本日は年の瀬のお忙しい中、会場までいらしていただき申し訳ありません。私の医院のステロイドを使用しない治療ということで、小さいお子さんからお年寄りの方々まで、遠方からも数多くの患者さんにいらしていただきました。結果としてそのような期待に添う治療をすることができず、みなさまに多大なる不安と迷惑、ご負担をおかけしたこと深くお詫びします。どうもすみませんでした。

この件に関し、破産という手段をとらせていただくことにいたしました。4月4日の説明会以来、処方箋の枚数や処方された患者さんの人数、平成26年3月以降の収支を見て、皆様方に全額をお支払いする財産状況ではないことがはっきりしました。いろいろ考えた結果、透明性を保ちながら公平なお支払いをするためには、破産を選ばざるを得ないという結論に達しました。私の限られた財産の中から、皆さんに公平に分けて頂くよう決意しました。

この度は本当に、皆様、ご期待に添えず、大変なご心配、ご迷惑、ご負担をおかけしたこと、改めて本当に申し訳ないと思っております。本当に申し訳ありませんでした。

2 破産管財人からのお知らせ

- ① 破産管財人室を平成27年1月7日から岩崎晃弁護士の事務所に移転する

住所 104-0032 東京都中央区八丁堀 4-1-3 宝町TATSUMIビル5階A

電話 03-6222-7234 FAX 03-6222-7235

- ② ホームページも移転する（OCNのサービス終了に伴い）

URL <http://www.ykhasan.server-shared.com/>

3 裁判所からのお知らせ

次回の債権者集会は、平成27年4月30日（木）午後1時30分から

場所は、東京地方裁判所民事第20部（家裁・簡裁合同庁舎の建物）5階 債権者集会場1、です

4 管財人からの報告

- ① 破産に至った事実経過の説明

- ② 特に患者債権者のために破産管財人が行ったことの説明

- ・警察と交渉して押収された大学ノート40冊の還付を受け、クリームの販売履歴を確認
- ・各患者が債権届け出をしやすいように集計したため時間がかかってしまった

- ③ 債権届け出の状況

- ・12月12日までに届け出られた患者の債権は2491件 559,712,945円（当日までには2580件）

・その他一般債権者の届出額は、破産者山口に対し 18 件 146,380,991 円、破産者漢山に対し 2 件 72,971,855 円

④ 債権届け出に対する対応

- ・債権届出のうち 100 名くらいは管財人の算定した数字よりも大きい数字で届け出られている
- ・根拠の資料がきちんとあれば認めるつもりだが個別に問い合わせたときは協力してほしい
- ・届出未了だったり届出金額を変更したい場合は、追加の届出を受け付けている
- ・次回の債権者集会（4/30）にはどこまで認めるかを決めるので 3 週間前位までには受付を締め切る予定

⑤ 財産の調査と換金状況

- ・生命保険、自動車、ゴルフ会員権、他人への貸付金は換金の手配がほぼ完了している
- ・不動産については入札を行って最も高い金額を入れた相手と交渉中
- ・医師賠償責任保険については医師会に保険の詳細についてを問い合わせ中
- ・蘇氏に対する否認権行使は検討中

⑥ 現時点での破産財団の収支

- ・破産者山口については収入 181,001,887 円、支出 62,587,972 円、差引 118,387,489 円
- ・破産者漢山については収入 41,484,045 円、支出 391,600 円、差引 41,092,445 円
- ・今後交渉中の不動産の売買がまとまれば売却代金が入る予定

⑦ 今後の主な処理の予定

- ・不動産の売却、貸付金の回収、医師賠償責任保険の処理、蘇氏に対する否認権行使の可否の検討

5 質疑応答（管財人による回答）

- ・山口氏個人と漢山はクリームの処方についてどのような役割分担だったのか
両者一体として処方をしていたと判断、1 通の届出で両者に対する届出と扱うことにした
- ・薬監証明の交付が無いことにつき輸入の認識があったのか、薬事法上の製造販売業などの許可はあるのか
調査していない、必要であれば調査するから情報提供してください
- ・蘇氏に対する請求をどうするのか
検討中だが所在も不明で実効性を考えても否認権行使は難しい状況、刑事手続きには関与しない
- ・保険会社との交渉状況はどうか
保険の詳細が不明なので医師会を通じて問い合わせ中、可能ならば保険金請求の予定
- ・蘇氏以外の中国人に支払った給与等は返還を求めるのか
否認権行使の要件が整えば行使することになる
- ・漢山の取締役に対する責任追及はするのか
取締役会議事録なし、取締役の責任追及は余地あるが、主に破産者山口と蘇氏が業務を行っていたと考えている
- ・山口氏から漢山への不動産売却は財産隠しではないのか
破産者同士のやりとりであり流出財産もないので特段問題なしと考えている
- ・保険金の収支、ゴルフ会員権の売却代金などについて
収支を確認してあり特に問題なし、ゴルフ場の追加預託金については調査中

- ・事業主貸が相当額あることについて
 - 個人事業主としての事業と個人との間の資金のやりとりであり換金できるものではない
- ・交渉中の不動産売買について
 - 購入者は破産者山口の息子3名、金融機関からの借入れができれば購入する方向
 - 批判はあると思うが他の入札者に売却とした場合ほとんど配当に回せないことになる
- ・配当率の見込みについて
 - 現時点では不明
- ・診察を継続しているようだがその収入はどうか
 - 破産手続き開始決定後の収入は法律上破産者山口個人に帰属している
- ・平成20年より以前の資料は残っていないのか
 - カルテは警察に押収されている、捜査が終わっていないため管財人としてはどうしようもない
- ・今年4月に平成18年頃の処方状況をコピーしてもらったがノートが残っているのではないか
 - 平成20年より前のノートは廃棄と聞いている、警察にカルテ押収される前の開示だったのではないか

6 弁護団の考える今後の課題について

今回の債権者集会は、第一回ということもあり、破産管財人からは基本的な状況の説明がなされた。

しかし、患者がもっとも知りたい情報、特に山口氏がどの程度クリームの内容を把握していたのかや、蘇氏に関する事実関係は不明のままであった。

今後、破産手続き上は以下の課題が残されているので、引き続き対応を考えていくこととする。

- ① 管財人による換価の状況を把握していくこと
 - ・特に、不動産の売却、医師賠償責任保険の処理、蘇氏に対する否認権行使などは重要
- ② 債権額の確定について
 - ・届出債権に根拠資料が不足している場合は管財人から認められない可能性がある
 - ・その場合には査定の申し立てをして資料についての裁判所の判断を仰ぐ必要がある
 - ・引き続き弁護団の電話相談窓口で相談を受け付ける
- ③ カルテの開示について
 - ・資料が足りない人については警察押収のカルテの開示を受ける必要があるが現時点では難しい
 - ・管財人や裁判所、警察の協力により必要部分の開示を受けることは方法次第では不可能ではないと考える
- ④ 関係者の責任追及や免責について
 - ・輸入手続きがとられていないことなどから関係者の責任追及も可能かつ必要なのではないか
 - ・山口氏個人の免責の可否及び非免責債権に該当する可能性の検討

以上